

業務経理への繰入特例の概要に関する意見募集開始(厚年)

対象先

DB年金

厚年基金

適格年金

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

ご参考にDBのお客様にも送付させていただきます。

ポイント

業務経理への繰入れ特例については先般、平成23年度末まで延長する旨の意見募集¹が行われましたが、今般特例措置の概要(以下)についての意見募集²が開始されました。

【繰入れ要件】

「平成23年度決算で掛金引上げが必要となった場合には適正な掛金引上げを行う」ことを、あらかじめ代議員会で議決すること。

財政上の要件がなくなりました。³

【使途】

これまで同様³

【繰入れ限度額】

今回の意見募集では言及なし。

また、上記特例通知に併せ 型基金の繰入れ限度額についても通知改正⁴が実施される予定です。

1 年金ニュースNo.191

2 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495090259&OBJCD=100495&GROUP=>

3 現状の特例措置の概要は次頁ご参照。

4 「厚生年金基金の財政運営について」平成8年6月27日年発第3321号の改正

型基金についてはP/L上に「機械処理経費等」を設け、自ら行う業務に係る費用を年金経理から支出することが可能(限度額は設けない取り扱い)と明示された。

【ご参考】年金経理から業務経理への繰入れ(現状:変更前)

～現在以下の3つの繰入れ方法があります。

財政が健全である基金(型・ 型とも)

(則第44条の2、財政運営基準第7)

繰入れ要件	繰入れ可能額	繰入れの用途
<ul style="list-style-type: none"> 必要な掛金引上げを実施済 継続基準に抵触していないこと 非継続基準に抵触した場合、掛金手当て済または掛金手当ての規約変更申請済みであること 財政計算を財政運営基準に基づいて実施していること 	純資産額 - (責任準備金 + ア + イ + ウ) ア: 次回再計算時死差損見込額 イ: 給付改善準備金 ウ: その他ベースアップに備える額等数理人が留保すべきと認められた額	<ul style="list-style-type: none"> 機械化・合理化経費 給付改善経費 啓発経費 臨時的経費 福祉施設の実施に必要な経費

IA型、IB型の場合

(則第44条の2、財政運営基準第7)

繰入れ要件	繰入れ可能額	繰入れの用途
IA型・IB型であること	とのいずれか小さい額 ・業務委託費用の 型との差額 × 0.9 ・純資産額 - (責任準備金 + 給付改善準備金)	<ul style="list-style-type: none"> 年金数理に関する事務等を基金自ら行うことに起因して新たに必要となる経費

今回限度額を設けない取り扱いへ変更

繰入れ特例の適用(型、 型とも)

(繰入れ特例通知)

繰入れ要件	繰入れ可能額	繰入れの用途
以下の(1)(2)をともに満たすこと (1) 資産額要件 直前の財政検証において、純資産額が責任準備金から許容繰越不足金を控除した額を上回ること (2) 財政運営要件 上記、財政が「健全である基金」の繰入れ要件と同様	純資産額 + 許容繰越不足金 - 責任準備金 ただし、基金財政の健全な運営を前提に更なる繰入れが可能	平成20年度・21年度に支出する経費のうち以下に掲げる用途 社会保険庁の厚生年金保険被保険者原簿と基金の加入員原簿との突き合せ加入員等に対する記録等の提供 裁定請求の勧奨及び住所管理

今回掛金引上げ議決に緩和

意見募集では言及ないが、限度額を設けない取り扱いになると思われる

以上



三菱UFJ信託銀行